

第3部 航空交通の安全についての施策

1 総合的な安全マネジメントへの転換

複雑化・高度化する航空分野全体の安全性の向上を総合的に図るため、従来の規則遵守型の安全監督から安全性能重視型の安全監督に段階的に移行していくことを着実に推進する。

- ① 国家安全プログラム（SSP）の導入
- ② 安全情報の分析・評価体制の強化
- ③ 自発的報告制度の確立

2 航空機の安全な運航の確保

航空会社に対し、専門的・体系的な安全監査を引き続き実施するとともに、「運輸安全マネジメント制度」を充実させ、より一層の安全性の向上を図る。また、航空安全に係る情報の収集及び分析を通じた安全性向上のために必要な対策を策定するとともに、これらの情報等を関係者間で共有することにより、予防的安全対策を推進する。

外国航空機の安全性を確保するため、ランプ・インスペクションの充実・強化を図るとともに、外国当局との一層の連携に努める。

悪天による航空交通への影響を軽減し、航空機の運航・航空交通流管理を支援する航空気象情報について、質的向上と適時・適切な発表及び関係機関への迅速な提供を実施するための整備を行う。

- ① 運輸安全マネジメント制度の充実・強化
- ② 航空運送事業者等に対する監督体制の強化
- ③ 航空安全情報を通じた予防的安全対策の推進
- ⑥ 航空従事者の技量の充実等
- ⑦ 外国航空機の安全確保
- ⑧ 小型航空機等に係る安全対策の推進
- ⑨ 危険物輸送の安全対策の推進
- ⑩ 航空交通に関する気象情報等の充実

3 航空機の安全性の確保

航空機の安全性に関する技術基準等を整備するとともに、航空機の検査及び整備審査を的確に実施することにより、航空機の安全性の確保を図る。

- ① 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備
- ② 航空機検査の的確な実施
- ③ 航空機の整備審査の的確な実施